

鎌倉市における生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施及び運営に係るサウンディング調査（対話）結果

1 名称

鎌倉市における生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施及び運営に係るサウンディング調査（対話）

2 実施主体

鎌倉市 健康福祉部 生活福祉課

3 対話内容

事業者ごとに以下ア～エより選択して実施。

ア 自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の効果的・効率的な一体実施方法

イ 自立相談支援事業の効果的・効率的な実施方法

ウ 就労準備支援事業の効果的・効率的な実施方法

エ 家計改善支援事業の効果的・効率的な実施方法

4 実施経過

令和6年12月17日

実施要領等の公表

令和6年12月17日～令和7年1月15日

対話申込募集

令和7年1月22日～27日

対話の実施

5 参加事業者

5者

6 対話によりいただいた意見等の概要

ア 自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の効果的・効率的な一体実施方法

・3事業を一事業所が請け負い実施することは、一利用者に対する各事業での支援方針にズレが起きずスムーズに支援決定を行い、支援できるメリットがある。一方で、事業者ごとにスキルなどそれぞれの強みがあるので、1事業者で請け負うことで多様な視点が欠けてしまうのではないかという懸念もある。事業者が異なっても、3事業の相談員が同じスペース（市役所の一角など）に配置されることで、相談を受けたときにもスムーズに連携が取れるのではないか。

・自立相談支援事業と重層的支援体制整備事業では重なる部分も多いため、生活困窮者自立支援制度の3事業を一体化し、重層的支援体制整備事業の枠組みの中で、既にアウトリーチ機能が構築されている地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の相談支援事業者と緊密な連携を図って実施することが、相談窓口が1箇所でも明確になり、効率的かつ迅速な対応による実効性のある事業になると考える。

イ 自立相談支援事業の効果的・効率的な実施方法

・住まい支援について、自立相談支援事業のなかで実施していくが、高齢になると困窮していなくても住まいの面で困っている人はいる。居住支援協議会などの関係機関と役

割分担を明確にして、住まい支援は行っていきたい。

ウ 就労準備支援事業の効果的・効率的な実施方法

- ・ジョブコーチと、協力事業所及び雇用の受入れ企業を開拓する開拓員を配置する。
- ・利用者のモチベーションが上がっているタイミングで事業利用開始する。最初から相談している相談員（自立相談支援事業）が引き続き、就労体験に同行等することで、信頼関係を築きやすくスムーズに支援を行うことができるため、自立相談支援事業と就労準備支援事業は同じ事業者で実施することがよい。
- ・既存の市民団体活動（ボランティア）に利用者を参加させてもらう。また、受入団体に対してもメリットのある制度の提案等を行ったり、本格的に就労する段階では企業に合わせた準備を行うなど、受け入れる側と受け入れられる側の双方で win-win の関係の中で活動していく。
- ・相談員は利用者と一緒にボランティア活動に参加し、活動中に見えてくる利用者の特性を把握し、支援方針を検討する。また、就労準備支援員は、利用者が企業の仕事に入るときに同行し、企業の従業員と利用者のコミュニケーションを取り持つ役割を果たす。
- ・受託事業者は観光客等の人流が多い商店街に事業所兼飲食店を開き、就労体験を実施する。人流が多いことは、販売員に対する注目度は下がるため、馴染みやすい環境である。飲食店は、観光客をターゲットに多くの売り上げが見込めて、達成感を感じやすい就労体験となる。また、利用者の活動費を捻出する。
- ・介護初任者研修等を開催することで資格取得によって働くきっかけをつくったり、一緒に研修を受ける仲間とのつながりをつくる。
- ・受託事業者は生活困窮者自立支援制度の予算だけでなく、他に利用できる制度も活用することで活動の幅を広げられる。
- ・市は、当事業の従事者が、ハローワークへの同行支援だけでなく直接企業と交渉しやすいよう、特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業を実施した方がよい。
- ・当事業の従事者について、利用者が社会で活動するには、元気な地域の主婦のような人との関わりが役に立つと思うので、必ずしも福祉の資格保持者でなくてもいいと思う。
- ・当事業の従事者は、利用者が、社会に出てトラブルに直面したときのフォロー方法を事業利用期間に身に着けるよう支援する。
- ・これまでも法人独自の活動として、行政機関からの紹介などを通じた支援が必要な人の発見から、自法人内事業所でのボランティアや就労体験等の活動を経て自治町内会や商店会等に利用者を受け入れてもらうなどの取り組みを行っており、これまで培ってきた活動実績や地域とのつながり等を生かして事業を実施していきたい。
- ・就労するには「衣食住」が整っていることが必要なので、例えば法人の活動の一環で集まった古着を活用して利用者の社会参加に向けた衣服のコーディネートを行ったり、料理教室等を行う居場所を作ったりするほか、関係事業を活用して住まいの支援も行っていきたいと考えている。
- ・就労準備支援事業を実施する際には、元行政職員を含めた多様な人材を確保し、そのつながり等を活かして委託元である生活福祉課のほか、自立相談支援事業の受託法人等と連携しながら就労準備支援事業を実施していきたいと考えている。
- ・既存のプログラムの中から利用者に合いそうなものを探すのではなく、利用者の事情に合わせてプログラムを、支援者と利用者でお互いに試行錯誤しながら作っていく。

- ・受託業者が設置した事業所内での面接、講座、交流会だけではなく、協力いただいている商店や団体等において就労体験やボランティア体験を行う。
- ・月に2回ほど事業所をフリースペースとして開放し、通いやすい居場所づくりを行う。
- ・国のマニュアルでは、1年の支援期間を想定しているが、実際には、半年から1年程度で信頼関係を築き、2年目からハローワークでの活動ができるようになる。

エ 家計改善支援事業の効果的・効率的な実施方法

- ・家計改善支援事業は、家計の見直しを行い改善していくものだが、自らの収支状況がある程度とはいえ他人である相談員に開示することは人としてハードルが高いと思う。自立相談支援事業での相談を経て利用を決定するものなので、信頼関係の面でも、自立相談支援事業と家計改善支援事業の相談員は同じ人（同じ事業者）の方がよい。

その他（契約期間について）

- ・現在の事業の仕様では利用者の事業利用期間は基本的に1年となっており、委託契約期間も単年と認識しているが、利用者は、事業利用開始から終了まで1年間以上はかかるものと考えており、複数年に渡って支援できるような事業の仕組みや委託契約だと、利用者にとっても受託法人にとっても望ましいと考える。
- ・契約期間について、プロポーザル時に、決定したら3年か5年か、契約期間が担保された方が、事業者としても人員体制や利用者の支援計画を組みやすい。社会状況に左右されやすい事業でもあるので、その都度見直しがしやすいよう契約書は1年ごとに交わす方法が良いと思う。
- ・たびたび受託業者が変わると、引きこもり・人見知り傾向にある利用者にとって負担になるものと考えている。

その他（事業所について）

- ・事業所は、鎌倉市内に設置する。
- ・事業所は、鎌倉市内で、これまでの法人の取り組みも活かせる、かつ利用者にとっても通いやすい場所に設置できればと考えている。
- ・事業所は、鎌倉市内で、利用者の利便性を考慮し、駅から近い場所に設置する。
- ・仮に市役所の一部に事業所を設けられる場合は、支援で関わる銀行や市民に対して理解が得やすくなると思うが、市役所が苦手な人や、夜間面談を希望する人にも柔軟に対応するため、市役所以外の相談場所も必要と思う。
- ・対象者が容易かつ安全に通える場所を受託者として確保する。
- ・仮に市役所の一部に事業所を設けられる場合は、生活保護受給中の利用者について、担当ケースワーカーと連絡が取りやすいメリットがある。

その他（委託金額について）

- ・初めて受託する法人にとっては現在の契約金額で初度調弁費用等を賄うことは難しいことから、事業を実施する上で必要な経費（事業所開設のための賃料、設備費用等）は委託料に含めるべきと考える。

7 まとめ

各事業者から、各事業に対する考え方と、各事業者の実施している既存事業、また、地

域の関連事業とのつながりを確認することができました。さらに、制度全体に対する意見もありました。

その他、就労準備支援事業では、成功体験の重ね方や、就労に向けて仲間と取り組む仕組みづくり、社会生活で心掛ける身なりについてなど、将来を見据えた具体的な支援のアイデアがありました。

なお、各事業ともに、地域で自立して生活できるように支援することを目的としていることから、住まい支援であれば不動産業者だったり、就労準備支援であればボランティア受け入れ先だったり、既存の地域資源との協力も不可欠であると改めて感じました。

今回の対話結果を踏まえ、プロポーザル実施に向けた検討を進めます。